

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏 名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和6年5月20日  
令和13年3月30日

複写禁止

## 1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ⑤廃プラスチック類⑥紙くず⑦木くず⑧動植物性残さ  
⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず  
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
以上10種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成元年11月1日
変更許可年月日	平成4年4月28日
更新許可年月日	平成9年3月31日
変更許可年月日	平成10年3月2日
更新許可年月日	平成14年3月31日
変更届出年月日	平成15年7月24日（代表者の変更）
更新許可年月日	平成19年4月16日（有効期間 平成19年3月31日～平成24年3月30日）
更新許可年月日	平成24年4月4日（有効期間 平成24年3月31日～平成29年3月30日）
変更許可年月日	平成25年1月21日（紙くず、木くず及び動植物性残さの追加）
更新許可（優良認定）年月日	平成29年3月31日
更新許可（優良認定）年月日	令和6年5月20日（有効期間 令和6年3月31日～令和13年3月30日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和2年8月31日  
令和9年8月23日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①汚泥 (特定有害産業廃棄物) ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物) ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物) ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物) ⑤廃PCB等⑥PCB汚染物⑦廃水銀等  
以上7種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

3 許可の条件

\*\*\*\*\*

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成5年8月24日	
更新許可年月日	平成10年8月24日	
変更許可年月日	平成10年12月15日	
変更許可年月日	平成14年12月9日	
変更届出年月日	平成15年7月24日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成15年8月24日	
更新許可年月日	平成20年10月28日	(有効期間 平成20年8月24日~平成25年8月23日)
変更許可年月日	平成23年8月19日	(廃PCB等及びPCB汚染物の追加)
更新許可(優良認定)年月日	平成25年9月10日	(有効期間 平成25年8月24日~令和2年8月23日)
変更許可年月日	平成25年9月10日	(汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリに1,4-ジオキサン)の追加)
変更許可年月日	平成29年11月9日	(廃水銀等の追加)
更新許可(優良認定)年月日	令和2年8月31日	(有効期間 令和2年8月24日~令和9年8月23日)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）  
以上23項目

②廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）  
以上12項目

③廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）  
以上23項目

④廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）  
以上23項目

以上4種類

以下余白